

**(3) 「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要**

- ・ 中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・ 今回の質問調査事項とそれに対する主な意見は、以下のとおりです。

**① 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕(改訂版)の中小企業への浸透状況について**

**【寄せられた主な意見】**

- ・ 商工会等連合会のセミナー等で講習会を行っており、徐々に浸透しつつある。
- ・ リーフレットは承知しているが、中小零細企業への浸透度はまだ薄く、マニュアルの存在を知らない経営者は多い。
- ・ 商工会等の支援機関は取組については承知しているが、経営者側において認知及び理解をしている企業は少ない。
- ・ テレビ・ラジオ CM 等での広報活動を望む。

## ② 担保、保証に過度に依存しない融資、及び担保・保証徴求について

### i. 担保・保証に関する説明態勢について

担保・保証の契約時、又は条件変更時における、契約の内容、契約の客観的合理的理由、又は契約の意思確認についての説明に関する具体例について聞いたところ、主な回答は以下の通り。

- 担保・保証に関する説明態勢について、特段の不满等は聞いていない（北海道、関東、北陸、東海、四国、沖縄）。
- 特に不十分な例はない。説明にあたってはパンフレットを作成して、それに従って説明している事例がある（東北）。
- 保証期限の更新時には金融機関担当者が来訪し、丁寧な説明のうえ保証人意思確認を行っている（北陸）。
- 金融機関は十分な説明を行っていると思うが、経営者側がきちんと説明を聞いていない場合もあり、結果的に十分理解していない経営者がいるのではないかと（四国）。
- 担保設定の条件について、抵当権と根抵当権設定の違い、又は根抵当の設定金額など、説明が不十分な場合がある（関東、中国）。

### ii. 担保・保証に過度に依存しない融資の融資手法の多様化について

担保・保証に過度に依存しない融資の各融資手法の取組み状況を聞いたところ、以下の通り。

- 多く取り組まれていると聞いている融資手法・・・◎
- 取り組まれている事例があると聞いている融資手法・・・○
- 取り組まれている事例を聞いたことがない融資手法・・・×

	◎		○		×	
① スコアリングモデルを活用した融資	78	21.8%	91	25.5%	188	52.7%
② 財務諸表の精度が相対的に高い企業への融資	53	14.8%	118	33.0%	187	52.2%
③ 私募債	23	6.4%	116	32.2%	221	61.4%
④ 売掛債権担保付融資	16	4.5%	158	44.1%	184	51.4%
⑤ シンジケートローン	9	2.6%	74	21.1%	268	76.4%
⑥ 動産担保融資（ABL含む）	6	1.7%	62	17.7%	283	80.6%
⑦ CLO	3	0.8%	39	10.8%	320	88.4%
⑧ コベンツ（財務制限条項）を活用した融資	2	0.6%	46	13.1%	303	86.3%
⑨ 知的財産権担保融資	1	0.3%	39	10.7%	323	89.0%

（注）①スコアリングモデルを活用した融資

借り手企業の財務情報等から統計的に倒産確率などを算出し、そのリスクに見合った融資条件とすることで、原則無担保、第三者保証不要としている融資

②財務諸表の精度が相対的に高い企業への融資

例えば、「中小企業の会計に関する指針」（日本税理士会連合会等が策定した中小企業向け会計指針）の適用に関するチェックリストを税理士が作成し、同会計指針が適用されていることを確認する等の方法によって、財務諸表の精度が相対的に高い企業に対し、担保保証等の融資条件を優遇した融資

⑥A B L（流動資産一体担保型融資）

在庫が販売され売掛金となり、売掛金が回収され流動預金となるライフサイクルに着目し、在庫、売掛金、流動預金、を一体として担保取得するとともに、一定の融資極度枠を設定するスキーム

⑦C L O

融資債権を裏付けとした証券を投資家に販売することで金融市場から資金を調達する手法

（地方公共団体、信用保証協会、政府系金融機関等が関与して、中小企業向けの無担保融資を裏付けとしたC L Oを発行する事例がある）

⑧コベナンツ（財務制限条項）を活用した融資

借入時点において、予め将来の財務内容、事業運営等の誓約をさせることで、借り手企業の事業運営の確実性、透明性を高め、担保・保証への依存を小さくしている融資

寄せられた意見は以下の通り。

①スコアリングモデルを活用した融資

○スコアリングモデルを活用した融資で、迅速な融資判断を行っている銀行、信用金庫がある（北海道、東海）。

○ほとんどの金融機関が積極的に取り扱っている（関東、福岡、沖縄）。

○スコアリングモデルでは基準をクリアしたが、審査で拒否された事例がある（関東）。

○保証協会の保証諾否・内容を検討する手法の1つとしてスコアリングモデル（C R Dモデル）が原則使用されている（関東）。

○地銀等では顧客毎にスコアリングモデルによるリスク管理を実施しており、できる限り担保・第三者保証に依存しない、あるいは金利面で積極的な姿勢をとっている（北陸）。

○スコアリングモデルでは、財務データしか見ておらず、経営者の資質を含めた企業の実態をどこまで見ているか、業績変動時に対応できるか不安である（近畿）。

○都銀が税理士会と連携したスコアリングモデルを活用した融資を積極的に販売している（近畿）。

○当会会員は零細企業ばかりで、利用実績はあまり上がっていないと思われる（四国）。

②財務諸表の精度が相対的に高い企業への融資

○税理士会の作成する財務諸表を導入している企業については、信用金庫が優先的に融資を行っている（北海道）。

○「中小企業の会計に関する指針」を使用している企業に対し、金利や保証利率の優遇を行っている（関東、北陸、東海）。

○税理士会と提携した、財務諸表の精度が高い企業への優遇ローンのある金融機関がある（関東、四国）。

○「中小企業の会計に関する指針」は、保証協会の保証料率に影響しているためほぼ全部が採用しているが、高度な経理処理を要求しており、これに従って会計処理を行うことは困難である（東海）。

○税理士から聞いたことがある程度で詳細は承知していない（四国）。

### ③私募債

- 金利が高く、実績は少ないと聞いている(東北)。
- 低利で安定的な資金調達のため、地域銀行を窓口として私募債を発行した(関東)。
- 銀行からの提案で私募債としたが、なぜ私募債としたのか、会社側で理解されていない事例がある(東海)。

### ④売掛債権担保付融資

- 町内金融機関全てで取り扱っており、浸透もしている(関東)。
- 保証協会付での各金融機関の利用が増えている(関東)。
- 与信枠がいっぱいになっている者などに対し、売掛債権担保付融資(県の制度融資)活用での融資が実行されている(東海)。
- 手形割引と同様の役割を果たすため多くの会社で利用している(東海)。
- 売掛債権を担保とするためには、売掛先の承諾を要するところがあることから、売掛先の印象を悪くするため、同融資手法は使いづらいとよく聞いている(近畿)。
- 建設業者、食品製造業者に対し、売掛債権担保付融資を実行したと聞いている(四国)。
- 県の制度融資はあるが実行例は聞いていない(九州)。

### ⑤シンジケートローン

- 東北の地銀・第二地銀10行が、地元企業に対しシンジケートローン契約を締結した(東北)。
- 県・市再開発事業の際に、メガバンク及び地元有力金融機関が取り組んでいる。但し、県・市の工事を受注しても、工事完了後の債権が確定しないと使用できず、時間がかかりすぎるのではないかとと思われる(関東)。
- 大手行及び上位地銀においては、シンジケートローンのアレンジャーとして多くの事例が見られる(福岡)。

### ⑥動産担保型融資(ABL含む)

- 19トンまでの船舶を動産担保として、20件ほどの融資が実行されている(四国)。
- 地域銀行が政府系金融機関と提携して、ABLを行った事例を聞いた(福岡)。

### ⑦CLO

- 地元信金が政府系金融機関と提携した商品の取扱を開始した(東北)。
- 福岡県の制度融資として取り組まれている(福岡)。

### ⑧コベナンツ(財務制限条項)を活用した融資

- 政府系金融機関との協調融資においてコベナンツを取り入れた覚書を締結し、製材業の工場移転資金の融資を実行した事例がある(東北)。

### ⑨知的財産権担保融資

(寄せられた意見なし)

### ※その他全般に対するもの

- 新聞等の情報で見聞きしている程度で、中小企業、零細企業には関わりが薄いのではないかと(東北、東海)。

### iii. 第三者保証人について

民間金融機関が第三者保証人を求めているかについて聞いたところ、以下の通り。

「借入人の財務内容等によるが、第三者保証人を求める場合は少ない」、「第三者保証人を求めている」とする意見が半数を超えている。

	合計	
① 第三者保証人を必ず求めている	6	1.7%
② 借入人の財務内容等によるが、第三者保証人を求める場合は多い	157	45.8%
③ 借入人の財務内容等によるが、第三者保証人を求める場合は少ない	157	45.8%
④ 第三者保証人を求めている	23	6.7%

### iv. 包括根保証制度の廃止について

17年4月の民法改正により、包括根保証制度が廃止されたが、その廃止に伴い、例えば、資金調達が困難になった、追加の保全を求められた、といったトラブル発生の有無について聞いたところ、以下の通り。

	合計	
① 特段発生していない	345	99.7%
② 発生している	1	0.3%